

春日井市雇用安定支援補助金

～雇用の確保と事業の継続を支援します～

20200831版

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、一時的な事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業者の雇用の確保及び事業の継続を図るため、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者に対して、市独自の補助金を交付します。

1 補助金の対象者

次の①、②いずれにも該当する事業主が補助金の対象となります。

- ① 春日井市内に事業所を有する中小企業者であること（大企業は対象となりません）
- ② 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、令和2年4月1日から令和2年9月30日の間の休業等について、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）の支給決定を受けていること

※国の雇用調整助成金については厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

2 補助金の額

上記1②記載の雇用調整助成金支給決定額の 1 / 10 に相当する額を補助します。
(1,000円未満切り捨て)

※市内の事業所を対象とし、上記期間に係る支給決定に限ります。

3 申請期限

上記1②記載の雇用調整助成金の支給対象期間が8月31日までのものは令和2年12月28日
支給対象期間に9月1日以降を含むものは令和3年1月31日まで 【必着】

4 提出書類

次の書類を経済振興課に郵送またはご持参ください。

- ① 春日井市雇用安定支援補助金交付申請書
- ② 春日井市雇用安定支援補助金計算書
- ③ 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写し
- ④ 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）に係る支給申請書及び助成金算定書の写し等
- ⑤ 請求書【春日井市会計規則第48号様式その2】（交付決定後に必要となります）

※①、②、⑤は市の様式、③、④は国の様式となります。

③、④により「対象事業所」「判定基礎期間」「助成額」を明確にする必要があります。

※①、②は雇用調整助成金の対象となる事業所ごとに作成してください。

【市の様式のダウンロード先】

<https://www.city.kasugai.lg.jp/information/1019690/1020636.html>

5 問い合わせ・提出先

【郵送先住所】〒486-8686 春日井市烏居松町5丁目44番地 春日井市役所
春日井市産業部経済振興課 商工観光担当

※郵送の際は封筒に『雇用安定支援補助金申請』とご記入ください

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、なるべく郵送にて提出してください

電話：(0568) 85-6246 FAX：(0568) 84-8731